

# 東京大 882.7 億円、京都大 608.7 億円など、 国立大学法人 82 大学に 総額 1 兆 727 億円(前年度比-2.1%)交付！

自己収入増を図る定員超過分の授業料は没収。  
20 年度は、1 年次「定員の 130%」超過分を返還。

旺文社 教育情報センター 20 年 3 月

国立大学法人の 20 年度運営費交付金が、このほど決まった。東京大 882 億 7,400 万円、京都大 608 億 6,800 万円、東北大 507 億 1,700 円、大阪大 505 億 2,100 万円など、82 大学に総額 1 兆 726 億 7,800 万円(前年度比 2.1%減)が交付される。

他方、交付額の毎年 1%削減の中で、自己収入の増加に繋がる入学者の定員超過の傾向がみられたため、学生数の適正規模と教育の質保証などの観点から、定員超過分の授業料を没収。20 年度は 1 年次の「定員の 130%」を超えた学生数分の授業料総額を返還する。

## ■ 国立大の予算 ■

### <国立大の予算構成>

国立大は法人化によって、それまで一元的に扱われていた予算(国立学校特別会計；一般会計より受入＋自己収入等)が廃止され、国費に計上されるのは「一般会計より受入」に相当する「運営費交付金」と「施設整備費補助金等」となった。それらの 20 年度予算は、1 兆 2,333 億円で、20 年度文部科学省一般会計予算 5 兆 2,739 億円の 23.4%を占めている。

一方、20 年度の国立大学法人(82 大学、4 大学院大学、4 研究機構の 90 法人)の予算収入の合計は 2 兆 1,808 億円で、運営費交付金が 1 兆 1,813 億円(予算収入の 54.2%)、自己収入等が 9,995 億円(同 45.8%)となっている。

自己収入の内訳は、「授業料及び入学検定料」3,557 億円(同 16.3%)、「附属病院収入」6,284 億円(同 28.8%)、「雑収入」154 億円(同 0.7%)となっている(図 1 参照)。

つまり、国立大の運営に必要な経費の 5 割強を国費(運営費交付金)、残りを自己収入で賄い、自己収入の 3 割強を授業料や入学検定料が占めている。

## ■ 運営費交付金 ■

### <運営費交付金の位置付け>

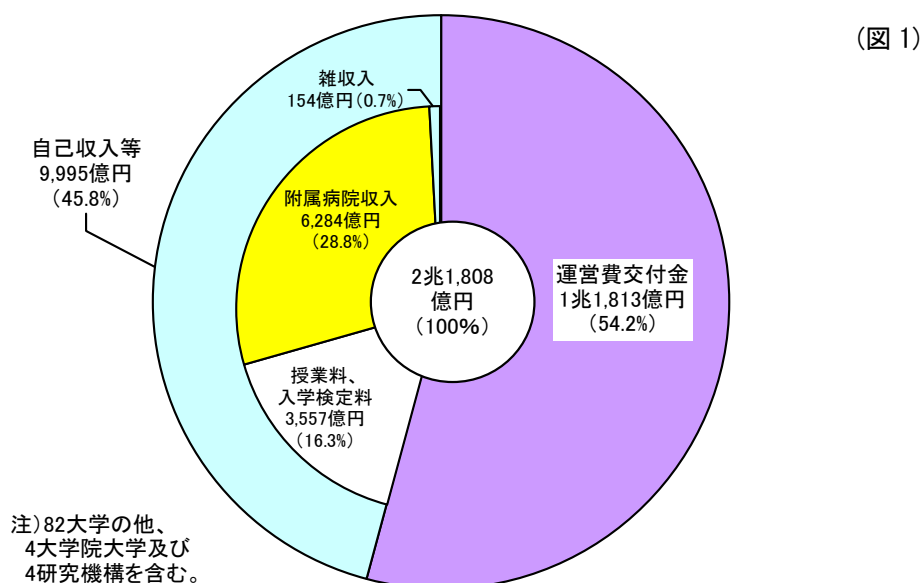
運営費交付金は、国として確保すべき教育研究事業及びその施設整備についての必要経費に対する基盤的な財務措置である。大学の財務的な自主性、自律性を高めることから、各大学への交付金は使途を特定せず、年度も繰り越せる“渡し切り”とし、学生納付金、附属病院収入、受託研究収入、寄付金収入などと同列の収入源の一つという位置付けになる。

国立大は法人化により財務制度も弾力化され、大学がもつ知的財産をはじめとした様々な資源、つまりヒト、モノ、カネの運用は基本的に各大学に委ねられている。

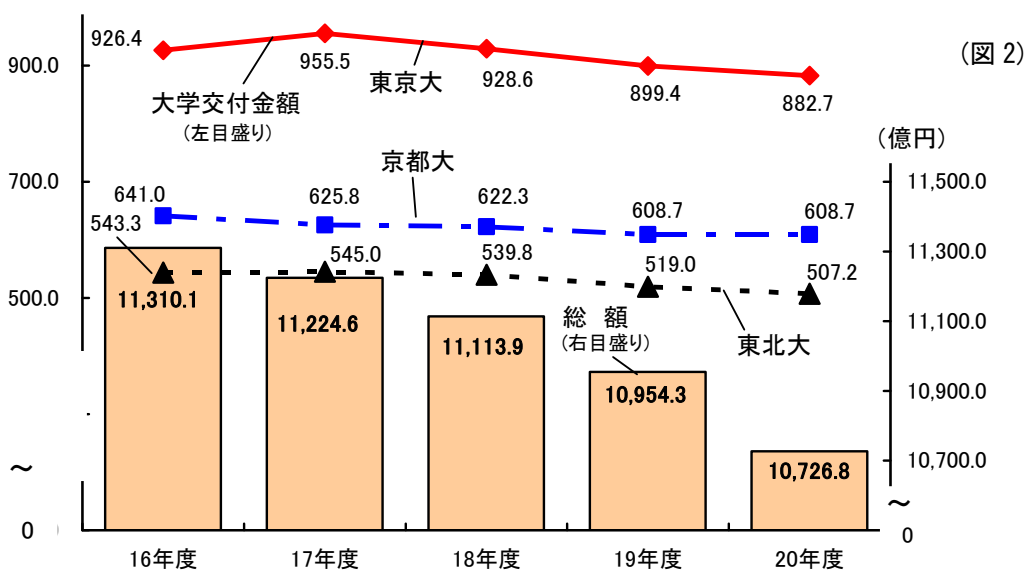
<交付額の算定>

運営費交付金は、基本的には人件費や一般管理費、学部・大学院等の教育研究経費、附属病院の一般診療経費等の事業経費から、入学金・授業料及び附属病院などからの収入を差し引いて決まる。また、運営費交付金には、大学運営の効率化として人件費の一部を除き年間“1%ずつ削減”する「効率化係数」や、“附属病院の2%収入増”を前提として調整する「経営改善係数」といった算定ルールもある。これまでの交付総額をみると、16年度～19年度は1%前後の減額であったが、20年度は2.1%の大幅な減額となっている(図2参照)。

●20年度国立大学法人予算<収入>(大学共同利用機関法人含む90法人)



(億円) ●国立大学法人運営費交付金総額、及び上位3大学の交付状況の推移



注) ①総額は、4大学院大学及び4研究機構を除いた大学の合計額。  
 ②17年度の総額は、統合後の富山大、及び短大からの改組・転換後の筑波技術大の各交付額を計上。

### <20 年度国立大学法人運営費交付金>

国立大学法人(90 法人)の 20 年度運営費交付金は、総額 1 兆 1,813 億 3,300 万円で、19 年度より 230 億 4,400 万円(1.9%)の減額となっている。このうち、4 大学院大学及び 4 研究機構を除く 82 大学への交付額は 19 年度より 227 億 4,700 万円(2.1%)減の、1 兆 726 億 7,800 万円である。減額の主な要因は、毎年 1%ずつ減額される「効率化係数」や、附属病院の 2%収入増を前提として調整する「経営改善係数」に加え、全体の教職員の退職者数が 19 年度よりも減り、その分の退職手当の交付額が減ったことなどによる。

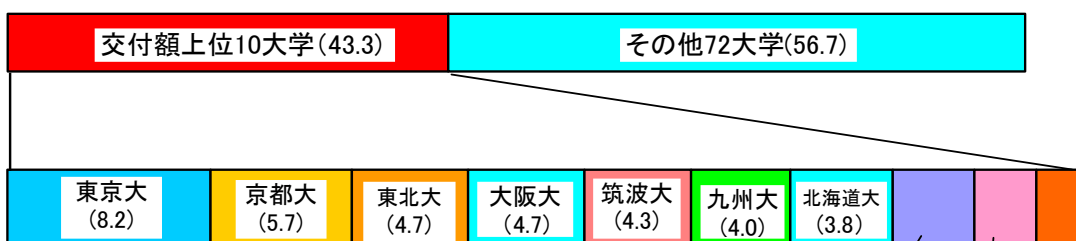
ただ、専門職大学院や新規分野・先端的分野の大学院の整備、医学部入学定員増等、社会的要請の強い学部の整備などの「教育研究組織の整備」、各大学の個性に応じた意欲的な取組みを重点的に支援する「特別教育研究経費」、9 月入学の促進・支援、教職員の資質向上支援、退職手当などの「特殊要因経費」といった予算措置により、結果的には増額あるいは減額幅の縮小となった大学もある。

### <交付額最多は、東京大の 882 億 7 千万円>

国立大学法人 82 大学のそれぞれの運営費交付金は、表 1(p.4 参照)のとおりである。

各大学の交付額を高額順にみると、①東京大=882 億 7,400 万円(82 大学への交付総額に対する割合 8.2%；前年度比 1.9%減)／②京都大=608 億 6,800 万円(同 5.7%；±0%)／③東北大=507 億 1,700 万円(同 4.7%；2.3%減)など、旧 7 帝大を中心とした有力、大規模大学が目立ち、それら 10 大学の交付額で総額の 43.3%を占めている(図 3 参照)。

●20年度国立大学法人運営費交付金の占有率 (%) (図 3)



注) 4 大学院大学及び 4 研究機構を除く、82 大学への交付額をベースとする占有率。名古屋大 (3.3) 広島大 (2.5) 神戸大 (2.1)

### <運営費交付金の見直し>

運営費交付金については、政府の『骨太の方針 2006』(18 年 7 月)において、「効率化ルールを徹底し、19 年度～23 年度まで、各年度の予算額を名目値で対前年度比-1%(年率)とする」ことが閣議決定されている。また、政府諸会議でもたびたび「交付金の配分ルール」などの改革案が取り上げられ、大学関係者の間で論議を呼んでいる。

こうした中、『骨太の方針 2007』(19 年 6 月)では、次のような改革方針が提示されている。

- 文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画(平成 22 年度～)に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に早期に着手し、19 年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。
- 文部科学省は、運営費交付金の配分については、①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。  
その際、国立大学法人評価の結果を活用する。

文科省は現在、『骨太の方針 2007』で提起され、閣議決定されている運営費交付金の改革方針に沿って、配分方法などの具体的な見直しを検討している。

改革案が19年度内(20年3月末まで)に提示されるかどうかは、現段階(3月24日)では明確にされていないが、決定され次第、公表される予定だ。

●国立大学法人82大学の運営費交付金(20年度高額順)

(単位=百万円:表1)

順位	大学	20年度運営費 交付金	19年度運営費 交付金	対19年度 増減(%)	順位	大学	20年度運営費 交付金	19年度運営費 交付金	対19年度 増減(%)
1	東京大	88,274	89,943	-1.9	42	横浜国立大	8,588	8,610	-0.3
2	京都大	60,868	60,874	0.0	43	東京学芸大	8,569	9,113	-6.0
3	東北大	50,717	51,899	-2.3	44	茨城大	7,280	7,449	-2.3
4	大阪大	50,521	51,846	-2.6	45	北海道教育大	7,265	7,549	-3.8
5	筑波大	45,703	43,395	5.3	46	東京農工大	7,245	6,619	9.5
6	九州大	42,398	46,963	-9.7	47	岩手大	7,062	7,608	-7.2
7	北海道大	41,015	41,192	-0.4	48	大阪教育大	6,471	6,534	-1.0
8	名古屋大	35,716	34,655	3.1	49	埼玉大	6,344	6,454	-1.7
9	広島大	26,652	27,502	-3.1	50	一橋大	6,082	5,862	3.8
10	神戸大	22,219	22,955	-3.2	51	宇都宮大	5,679	6,073	-6.5
11	東京工業大	21,390	22,232	-3.8	52	滋賀医科大	5,651	6,010	-6.0
12	新潟大	18,893	18,470	2.3	53	旭川医科大	5,629	5,315	5.9
13	東京医科歯科大	18,640	18,943	-1.6	54	電気通信大	5,409	5,396	0.2
14	岡山大	18,255	19,476	-6.3	55	東京海洋大	5,371	5,650	-4.9
15	千葉大	18,245	19,045	-4.2	56	九州工業大	5,340	5,408	-1.3
16	金沢大	17,892	17,278	3.6	57	浜松医科大	5,324	5,379	-1.0
17	鹿児島大	16,839	16,524	1.9	58	愛知教育大	5,195	5,214	-0.4
18	信州大	16,397	16,152	1.5	59	京都工芸繊維大	5,002	4,800	4.2
19	熊本大	16,274	16,130	0.9	60	東京芸術大	4,915	4,670	5.2
20	長崎大	16,201	17,322	-6.5	61	名古屋工業大	4,887	5,239	-6.7
21	岐阜大	14,030	14,224	-1.4	62	お茶の水女子大	4,878	4,754	2.6
22	愛媛大	13,807	13,897	-0.6	63	和歌山大	4,044	4,143	-2.4
23	徳島大	13,739	14,841	-7.4	64	京都教育大	3,944	3,922	0.6
24	群馬大	13,138	14,196	-7.5	65	長岡技術科学大	3,890	4,063	-4.3
25	富山大	13,030	14,132	-7.8	66	兵庫教育大	3,749	3,898	-3.8
26	琉球大	13,017	13,419	-3.0	67	福岡教育大	3,646	3,680	-0.9
27	山口大	12,784	13,086	-2.3	68	豊橋技術科学大	3,578	4,035	-11.3
28	三重大	12,275	11,809	3.9	69	奈良女子大	3,533	3,854	-8.3
29	山形大	12,053	12,281	-1.9	70	福島大	3,474	3,778	-8.0
30	鳥取大	11,319	12,066	-6.2	71	鳴門教育大	3,381	3,732	-9.4
31	弘前大	11,313	11,780	-4.0	72	滋賀大	3,226	3,301	-2.3
32	島根大	10,671	10,807	-1.3	73	上越教育大	3,160	3,260	-3.1
33	香川大	10,313	10,684	-3.5	74	東京外国語大	3,139	3,389	-7.4
34	佐賀大	10,282	11,173	-8.0	75	筑波技術大	2,750	2,622	4.9
35	宮崎大	10,130	10,500	-3.5	76	室蘭工業大	2,688	2,890	-7.0
36	静岡大	10,075	9,934	1.4	77	宮城教育大	2,648	2,922	-9.4
37	高知大	10,022	10,285	-2.6	78	帯広畜産大	2,542	2,930	-13.2
38	秋田大	9,956	9,969	-0.1	79	奈良教育大	2,470	2,565	-3.7
39	山梨大	9,940	10,182	-2.4	80	北見工業大	2,264	2,523	-10.3
40	福井大	9,825	9,752	0.7	81	鹿屋体育大	1,497	1,513	-1.1
41	大分大	8,737	9,461	-7.7	82	小樽商科大	1,304	1,425	-8.5
	合 計	1,072,678	1,095,425	-2.1					

注. 19年度の大阪大は、大阪外語大との統合(19年10月)を含めた交付額。

## ■ 定員超過分の授業料返還 ■

文科省はこのほど、国立大の在学生在が定員を大幅に超過した場合、20年度より、超過した学生数分の授業料を国庫に返還させることを決めた。

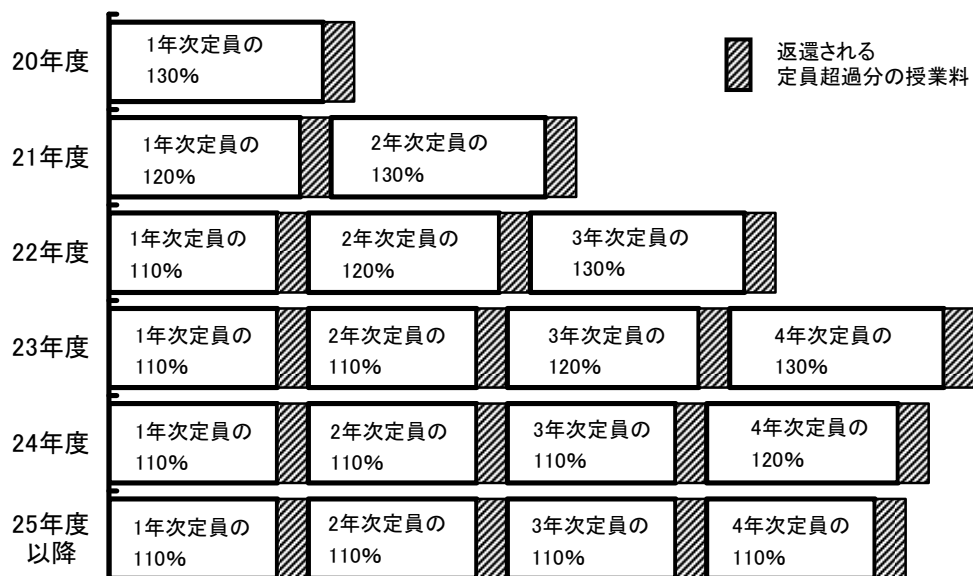
### <6年かけて段階的に実施>

この制度は20年度から、次のような学年進行で学部ごとに段階的に実施される(図4参照)。

- ① 20年度は、1年次について「定員の130%」を超えた学生数分の授業料総額を返還。
- ② 21年度は、1年次について「定員の120%」、2年次について「定員の130%」をそれぞれ超えた学生数分の授業料総額を返還。
- ③ 22年度は、1年次について「定員の110%」、2年次について「定員の120%」、3年次について「定員の130%」をそれぞれ超えた学生数分の授業料総額を返還。
- ④ 23年度は、1年次について「定員の110%」、2年次について「定員の110%」、3年次について「定員の120%」、4年次について「定員の130%」をそれぞれ超えた学生数分の授業料総額を返還。
- ⑤ 24年度は、1年次について「定員の110%」、2年次について「定員の110%」、3年次について「定員の110%」、4年次について「定員の120%」をそれぞれ超えた学生数分の授業料総額を返還。
- ⑥ 25年度以降は、1年次～4年次まで、各年次とも「定員の110%」を超えた学生数分の授業料総額を返還。

注) 定員が100人以下の小規模学部については、20年度は「定員の130%」、21年度以降は「定員の120%」をそれぞれ超えた学生数分の授業料総額を返還する。

●段階的に実施される定員超過の“授業料返還”のイメージ (図4)



定員超過分の授業料については、その額を年度ごとに一時凍結しておき、国立大学法人の「中期目標・計画」終了時(第1回目の中期目標・計画は21年度終了)に、まとめて国庫に返還する。

### <授業料返還の背景と影響>

国立大の学部入学定員は少子化にあわせ、11年度に10万人台を割って以降漸減し、最近では9万6千人台で推移している。また、国立大の入学定員充足率(入学者数÷入学定員×100)は、概ね105%以上で右肩上がりの上昇を示し、17・18年度は107.9%に達し、19年度は106.4%に下がっている。

一方、私立大の入学定員充足率は入学定員割れの拡大に伴い、国立大とは逆に右肩下がり下降し、18年度は国立大を初めて下回る107.3%までダウンした。しかし、19年度は上昇に転じ、再び国立大を上回っている(図5参照)。

私立大では入学定員や収容定員に対する充足率(学部ごとの定員超過や定員割れ)の度合いに応じて、経常費補助金のうち、人件費や基盤的な教育研究経費を補助する「一般補助」が不交付となる措置が既に講じられている。

そうした中で、国立大の18年度入学定員充足率が私立大を上回ったことなどから、国立大においても学生数の適正規模と教育の質保証の観点から、収入増を目的とするような定員増に対する抑制策が講じられたものとみられる。

国立大の定員超過は教員養成系などで高い傾向が見られるが、20年度適用の「1年次定員の130%」を超える大学・学部はなさそうだ。21年度以降も合格者の“絞り込み”などにより、この制度が適用される大学・学部はほとんどないとみる。

したがって、国立大にとって授業料は大きな自己収入源であるが、この制度による影響は少ないとみられる。

(図5)

